

令和4年度府省及び関係団体 陳情書

(福) 日本視覚障害者団体連合
令和4年8月29日

厚生労働省（職業関係）

【あはき 受領委任制度】

1. 受領委任制度における鍼灸マッサージの同意書は、撤廃を含む見直しを行うこと。
2. 視覚障害あはき師が療養費の請求書類の作成を他の個人や団体に依頼する場合、事務負担軽減のため、療養費に翻訳等の加算制度を設けること。
3. 病院治療と鍼灸治療の療養費払いの併用を認めること。

【あはき 無免許・無資格】

4. あはきにおける無免許・無資格医業類似行為者、違法業者を排除するよう、国は取り締まり強化を推進し、視覚障害あはき師の生計と職業領域を守ること。
5. 無資格者が「マッサージ」と広告することに対して、国が徹底した指導と取り締まりを実施すること。

【あはき 雇用拡大】

6. 視覚障害者の職域拡大のために、公的機関及び民間企業が視覚障害あはき師をヘルスキーパーとして優先的に採用すること。
7. 視覚障害者の病院マッサージ師、高齢者施設マッサージ師の雇用を促進すること。
8. 訪問マッサージ業者による視覚障害者の不当解雇が続いているため、国は事業者への適切な指導を行うこと。

【あはき師への支援】

9. 病院や高齢者施設等に雇用されている視覚障害あはき師に対する研修機会を確保すること。さらに賃金の増額に繋がる具体的な施策を講ずること。
10. あはき業に特化した新型コロナウイルス関連の助成金制度や支援制度を創設すること。

【あはき業における事務処理】

11. あはき免許保有証の更新時に添付する書類はさらに簡略化すること。
12. 保険請求等の書類は、視覚障害あはき師が容易に作成できるような書式に変更すること。

【重度障害者等に対する通勤や職場等における支援】

13. 重度障害者等就労支援特別事業を全国の自治体で開始させるため、国は具体例を示す等、制度の更なる周知を行うこと。また、働く視覚障害者が利用しやすい制度に改善すること。
14. 重度障害者等就労支援特別事業を地域生活支援事業の必須事業にすること。
15. 重度障害者等就労支援特別事業は、利用する個々人の就労状況を考慮し、利用時間、本人負担等を柔軟に対応すること。
16. 自営で開業する視覚障害あはき師が、全国で一律に重度障害者等就労支援特別事業を利用できるようにすること。
17. あはき自営業者の業務に伴う移動や事務処理等に対する支援制度は、国の就労対策として確実に実施すること。
18. 雇用主が独自に行う視覚障害者の通勤支援に対し、国や自治体はその費用等を助成すること。

【雇用・就労に関する支援】

19. 視覚障害者の一般就労に対応したジョブコーチを育成し、地域を問わず利用できるようにすること。
20. 視覚障害者の一般就労を促進するため、ICTに関する訓練等を充実させること。
21. 就労を希望する視覚障害者が希望した職業で安定して働き続けられるよう、人的支援、支援機器の導入、歩きやすい環境の整備等により雇用環境を改善すること。特に、テレワークの推進に伴う本人認証やセキュリティ対策については、視覚障害者が利用できる内容に改めること。
22. 多様化の時代に入り、あはき業が困難となりつつあることを踏まえ、その人にあった適正な職業選択ができるよう、あはき業に変わる新職業の開発を進めること。
23. 視覚障害者に特化した職域拡大のために、公務部門におけるヘルパーや電話交換手等の雇用を障害者雇用促進法に明記すること。